

を除く。)を兼ねているものを含むものとする。

- (2) 風道とは、排煙上又は給気上及び保安上必要な強度、容量及び気密性を有するもので、排煙機又は給気機に接続されているものをいう。
- (3) 防煙壁とは、間仕切壁、天井面から 50 cm (令第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物にあっては 80 cm) 以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上の煙の流動を妨げる効力のあるもので、不燃材料(アルミニウム、ガラス(線入り、網入りガラス等を除く。))等で加熱により容易に変形又は破損するものを除く。)で造り、又は覆われたものをいう。
- (4) 防煙区画とは、防煙壁によって床面積 500 m² (令第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物にあっては 300 m²) 以下に区画された部分をいう。
- (5) 給気口とは、防煙区画内における開口部で、排煙及び給気時において当該部分への空気の流入に供される開口部をいう。
- (6) 空気流入口とは、舞台部に設けられた防煙区画の開口部で、排煙時に当該防煙区画への空気の流入に供される開口部をいう。
- (7) 排煙口とは、防煙区画内における排煙風道に設ける煙の吸入口及び直接外気へ煙を排出する排出口をいう。
- (8) 排煙出口とは、排煙風道に設ける屋外への煙の排出口をいう。
- (9) 付属設備とは、非常電源、排煙切換えダンパー、給気口に設ける垂れ壁(可動式のものを含む。)その他の排煙のために設けられるすべての機器をいう。
- (10) 自然排煙方式とは、直接外気に接する排煙口から排煙する方式をいう。
- (11) 機械排煙方式とは、排煙機を作動させ、排煙しようとする部分の煙を引き出すことにより、外部に排煙する方式をいう。
- (12) 加圧防排煙方式とは、「加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成 21 年消防庁告示第 16 号)に規定する排煙方式であり、特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー等に機械給気加圧を行い、外部からの煙の流入を防止する方式等で、加圧された部分以外には排煙上有効な措置を講じてあるものをいう。
- (13) 消火活動拠点とは、特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊の消火活動の拠点となる防煙区画をいう。

なお、「その他これらに類する場所」とは、具体的には、進入が容易であり、消防隊員の活動スペースが確保できる直通階段に通ずる廊下等が想定される。

2 消火活動拠点以外の排煙方式

消火活動拠点以外の排煙方式には、第 19-1 表に掲げる排煙方式がある。

第 19-1 表

	自然排煙		機械排煙	
	消防	建築	消防	建築
	令第 28 条	建基令 第 126 条の 2	令第 28 条	建基令 第 126 条の 2

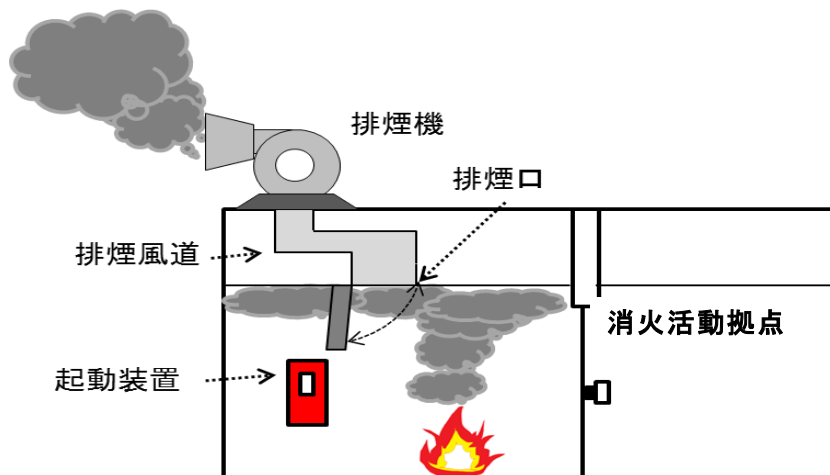
参照先		(1)		(2)	
排煙風道あり	排煙機あり			○	○
	排煙機なし				
風道なし	排煙窓	○	○		
	給気窓				
給気風道あり	給気機あり				
	給気機なし				

(1) 自然排煙方式 (消火活動拠点以外 (消防・建築))



第19-1図 自然排煙方式 (消火活動拠点以外 (消防・建築))

(2) 機械排煙方式 (消火活動拠点以外 (消防・建築))



第19-2図 機械排煙方式 (消火活動拠点以外 (消防・建築))

3 消火活動拠点の排煙方式

第19-2表

		自然排煙		機械排煙		押出し排煙※2		加圧防排煙	
		消防	建築	消防	建築	消防	建築	消防	建築
		令第28条	建基令第126条の2	令第28条	建基令第126条の2	なし	第2種排煙告示1	令第29条の4	※3
参照先		(1)		(2)ア	(2)イ		(3)	(4)	
排煙風道あり	排煙機あり			○※1	○				
	排煙機なし					○			

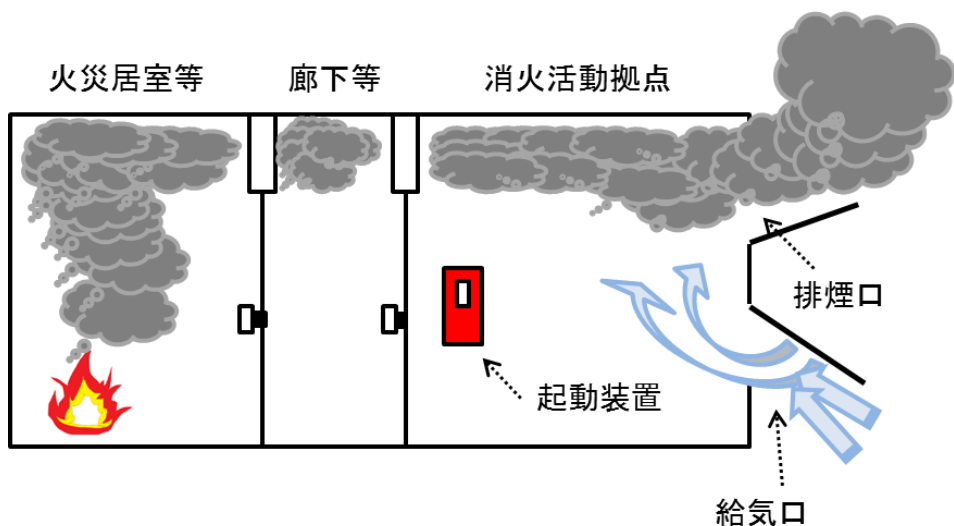
	なし								
風道なし	排煙窓	○	○				○		
	給気窓	○	○						
給気風道あり	給気機あり			○※1			○	○	○
	給気機なし					○			

※1 (2).アの消防の機械排煙は、基準上、排煙風道には排煙機、給気風道には給気機を共に設ける必要があるが、建築基準法上の機械排煙と基準が異なるため、建築基準法上の「押し排煙」を6.(2).アによる基準により設置した場合は、令第32条を適用し、排煙用の風道に排煙機を設けないことができる。

※2 押し排煙方式とは、「通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1437号。以下「第2種排煙告示」という。)に規定する排煙方式をいう。

※3 昭和44年建設省告示第1728号、昭和45年建設省告示第1833号

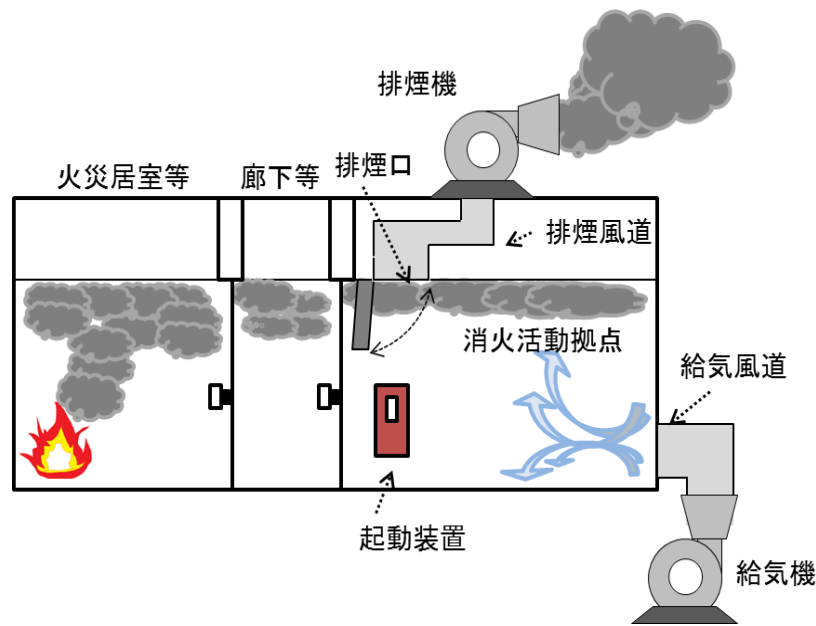
(1) 自然排煙方式 (消火活動拠点 (消防・建築))



第 19-3 図 自然排煙方式 (消火活動拠点 (消防・建築))

(2) 機械排煙方式 (消火活動拠点)

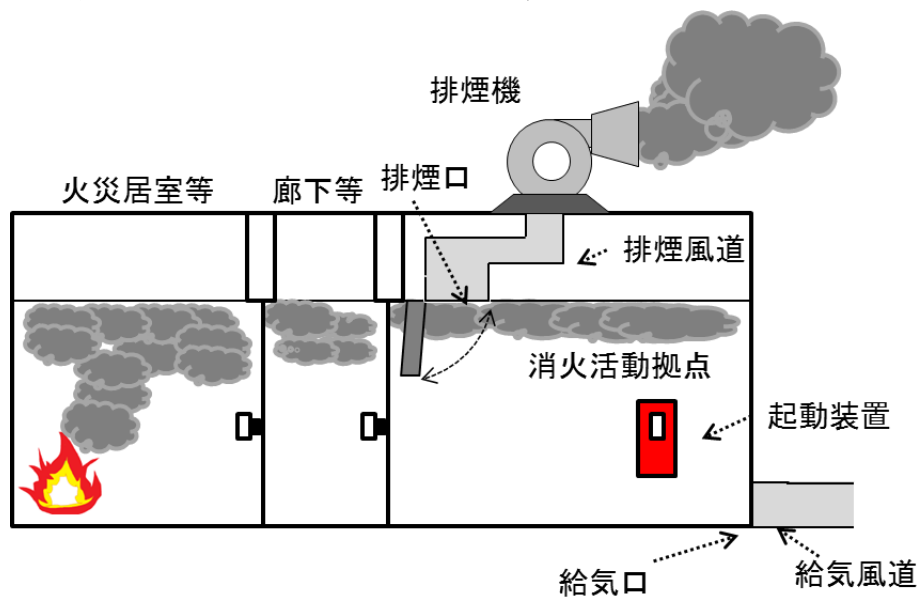
ア 機械排煙方式 (消火活動拠点 (消防)) ※6.(2).アを参照すること。



※ 消防の機械排煙は、基準上、排煙風道には排煙機、給気風道には給気機を共に設ける必要があるが、建築基準法上の機械排煙と基準が異なるため、建築基準法上の「押し出し排煙」を6.(2).アによる基準により設置した場合は、令第32条を適用し、排煙用の風道に排煙機を設けないことができる。

第19-4図 機械排煙方式（消火活動拠点（消防））

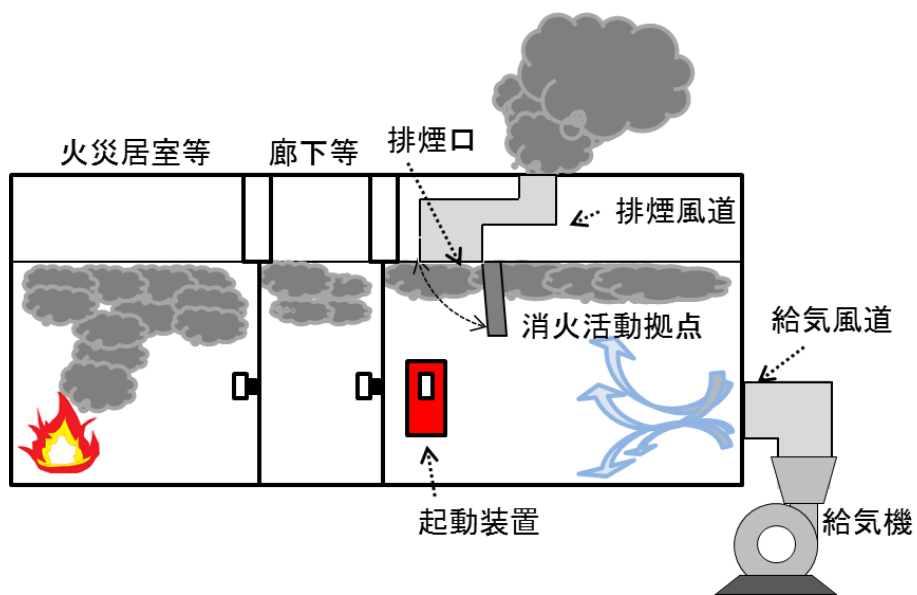
イ 機械排煙方式（消火活動拠点（建築））



第19-5図 機械排煙方式（消火活動拠点（建築））

(3) 押し出し排煙方式（消火活動拠点（建築））

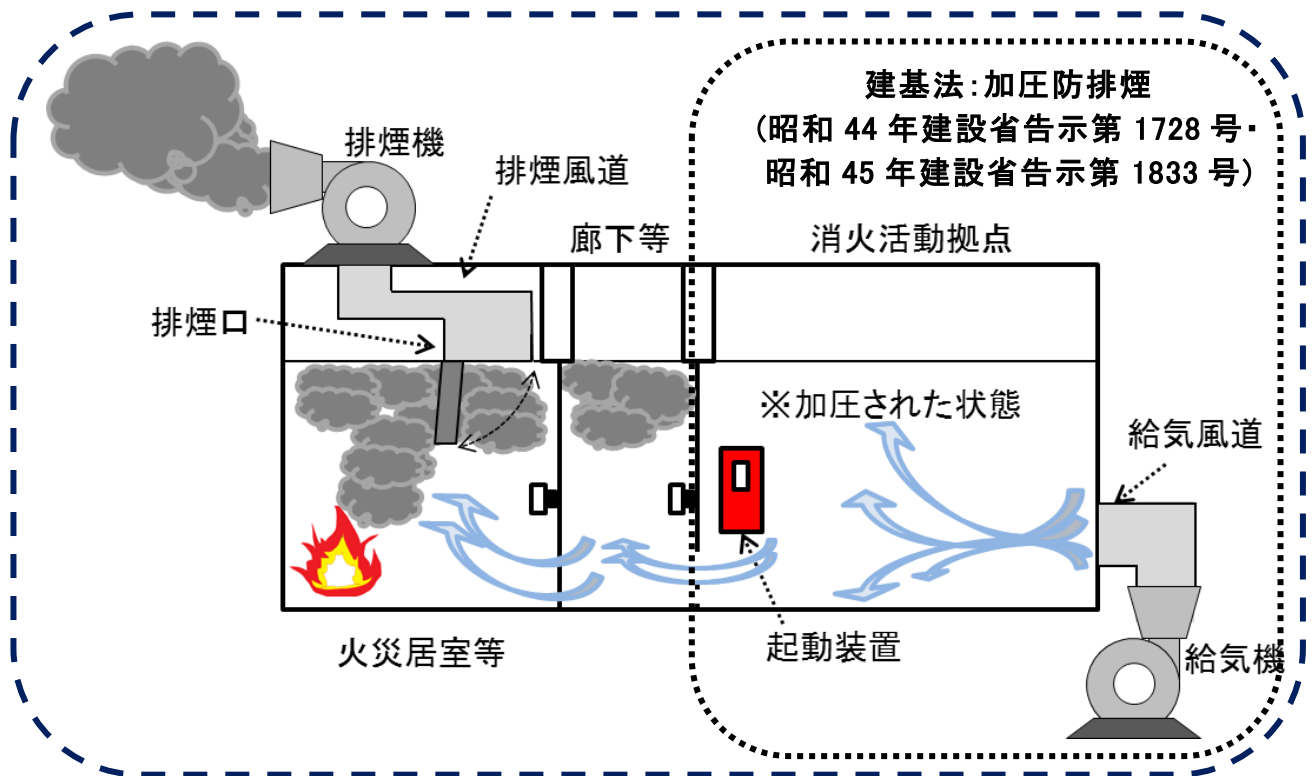
注：消火活動拠点の排煙方式としては、新鮮な空気を送り込めるため、この方式を推奨する。その場合、消防の排煙風道に設ける排煙機を令第32条で免除できる。



第 19-6 図 押し排煙方式（消火活動拠点（建築））

(4) 加圧防排煙方式 (消火活動拠点 (消防・建築))

消防法加圧防排煙(平成 21 年消防庁告示第 16 号)



第 19-7 図 加圧防排煙方式 (消火活動拠点 (消防・建築))

4 排煙設備の設置場所等

(1) 排煙設備の設置を要する部分

排煙設備は、規則第 29 条により排煙設備の設置を要しない防火対象物の部分以外の部分に設けること。(「9 排煙設備の設置を要しない防火対象物の部分」参照)

(2) 排煙口を設けないことができる部分

次のいずれかに該当する場合は、令第 32 条の規定を適用し、排煙口を設けないことができる。ただし、消火活動拠点は除く。

ア 床面積 50 m²以下で、次のいずれかに該当する室及び廊下

(ア) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、開口部に不燃扉等を設けたもの

(イ) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、出入口に建基法第 2 条第 9 号の 2 号に規定する防火設備で建基令第 112 条第 14 項第 1 号に規定する構造であるものを設け、その他の開口部に防火設備を設けたもの

イ 便所、浴室及びこれらに付随する洗面所又は脱衣室

ウ 階段部分

エ 耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の特定防火設備で区画された部分で、次に掲げる部分

(ア) エレベーター機械室

(イ) 機械換気設備の機械室

(ウ) ポンプ室

(エ) 衛生設備の機械室

(オ) 電気室

オ エレベーター及びエスカレーター昇降路、パイプシャフト、ダクトスペース及び風除室並びにその他これらに類する部分

(3) 作動状態の監視

特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビーは、避難上及び消火・救助活動上、重要な安全部分でなければならないため、窓等による自然排煙設備であっても防災センター等で作動状態の監視ができるものとする。☞ ii

(4) 常用電源

第 11 自動火災報知設備 3.(1)を準用すること。

(5) 非常電源

第 2 屋内消火栓設備 8 を準用すること。

(6) 操作回路の配線

規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定の例により設けること。

(7) 耐震措置

風道、排煙機、給気機及び非常電源には、規則第 12 条第 1 項第 9 号に規定する耐震措置を講ずること。

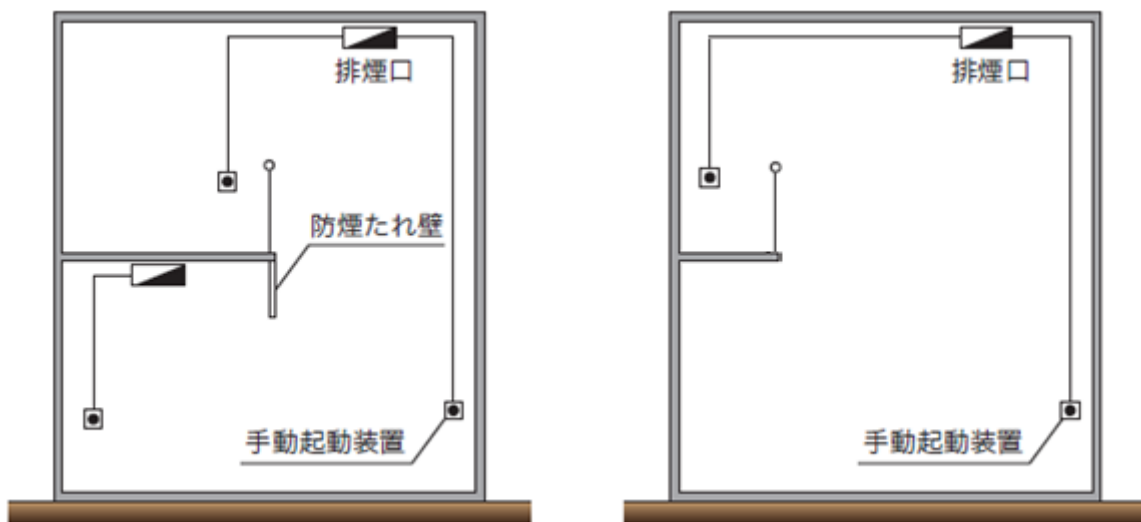
5 消火活動拠点以外の排煙設備

排煙設備を設置する場合は、規則第 30 条の規定及び前 4 によるほか、次によること。

(1) 防煙区画

防煙区画は規則第 30 条第 1 号イの規定によるほか、次によること。

ア 防煙区画は、原則、2 以上の階にわたらないこと。ただし、避難階とその直上階又は直下階のみに通ずる吹き抜けの面積が大きく、かつ、避難上及び消火活動支障がない場合は、一の防煙区画として取り扱うことができる。この場合、手動起動装置を各々の階に設けること。(第 19-8 図参照)



第 19-8 図

イ 防煙区画は可能な限り単純な形状とすること。☞ ii

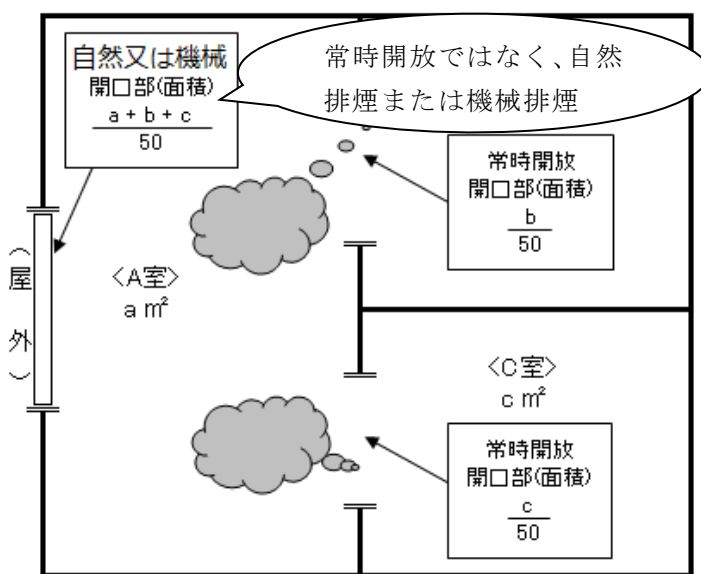
ウ 防煙区画を垂れ壁で形成する場合、隣接する区画の排煙方式は同じものと

すること。また、自然排煙方式の防煙区画部分と機械排煙方式の防煙区画部分とが接する場合、接する部分の区画方法は垂れ壁による区画とせず、完全な間仕切壁による区画とすること。この場合の区画に設ける戸は常時閉鎖式又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものとする。

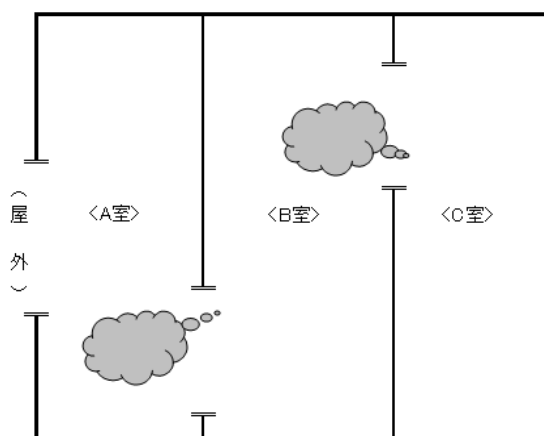
エ 次の(ア)及び(イ)に該当する場合は、個々に間仕切りされた室を同一防煙区画とみなすことができる。

(ア) 2室以上が上部で排煙上有効に一面開放(常開)されている場合で、かつ、隣室が排煙口(自然排煙方式又は機械排煙方式)を有する1室であること。(第19-9図参照)

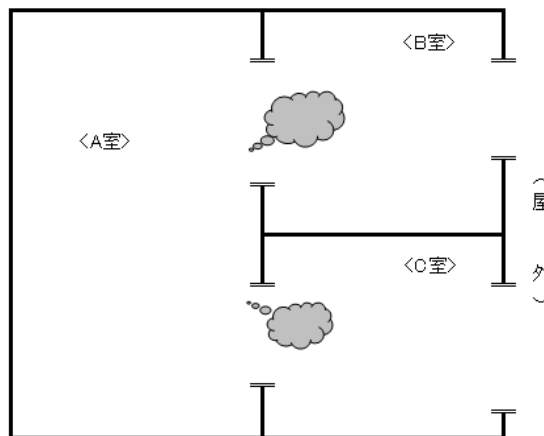
(イ) 前(ア)の常時開放された開口部は、間仕切壁の上部で天井面から50 cm 下方までの部分が開放され、かつ、開放部分の面積が床面積の1/50以上であること。



同一区画としてみなすことができる例



同一区画としてみなすことはできない例
※C室がB室を介しているため



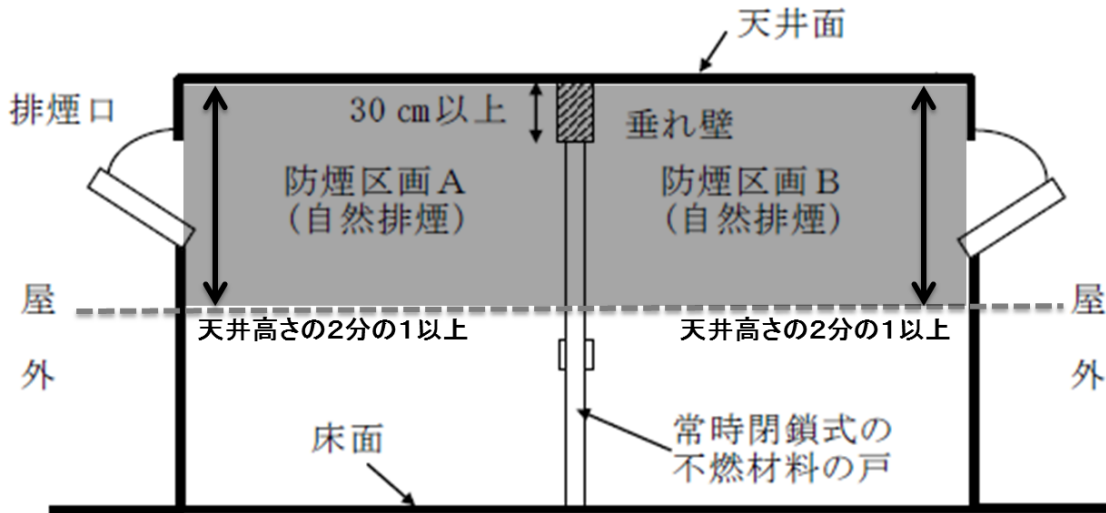
同一区画としてみなすことはできない例
※A室の開放が二面開放となっているため

第19-9図

オ 防煙区画の垂れ壁は 50 cm 以上の突出しが必要であるが、常時閉鎖式の不燃材料の戸又は煙感知器連動防火戸を設けた開口部上部の垂れ壁はこれを防煙壁に代わるものとみなし、突出しを 30 cm 以上とすることができる。

(第 19-10 図参照)

なお、排煙口の有効開口面積は(2).ウにより算定すること。



第 19-10 図

カ 避難経路又は消防隊が進入する廊下若しくは通路と居室(火災発生・拡大する危険性のないものを除く。)を同一の防煙区画としないこと。☞ i

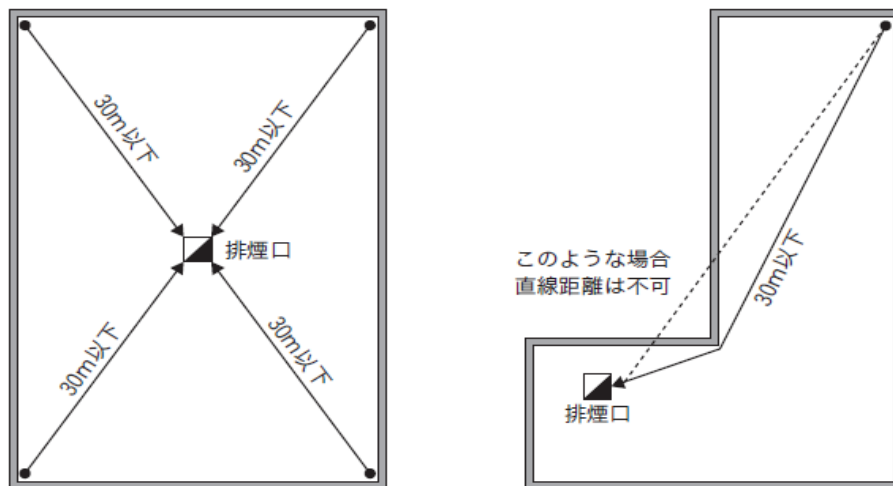
(2) 排煙口

排煙口は規則第 30 条第 1 号の規定及び前 4 によるほか、次によること。

ア 防煙区画された部分ごとに一以上を設けること。ただし、給気口(給気用の風道に接続されているものに限る。)が設けられている防煙区画であって、当該給気口からの給気により煙を有効に排除できる場合は、この限りではない。

イ 防煙区画の各部分から一の排煙口までの水平距離が 30m 以下となるように設けること。

なお、防煙区画から排煙口までの間に曲がり角がある場合は、当該曲がり角を介した距離を水平距離とすること。(第 19-11 図参照)



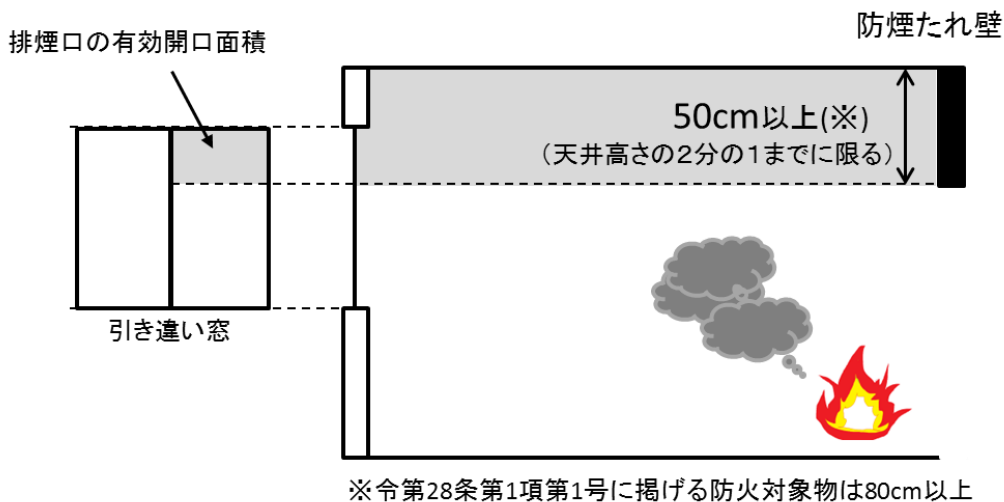
第 19-11 図 ウ 自然排煙口の

有効開口面積は、次の範囲内に存する開口部面積により算定すること。

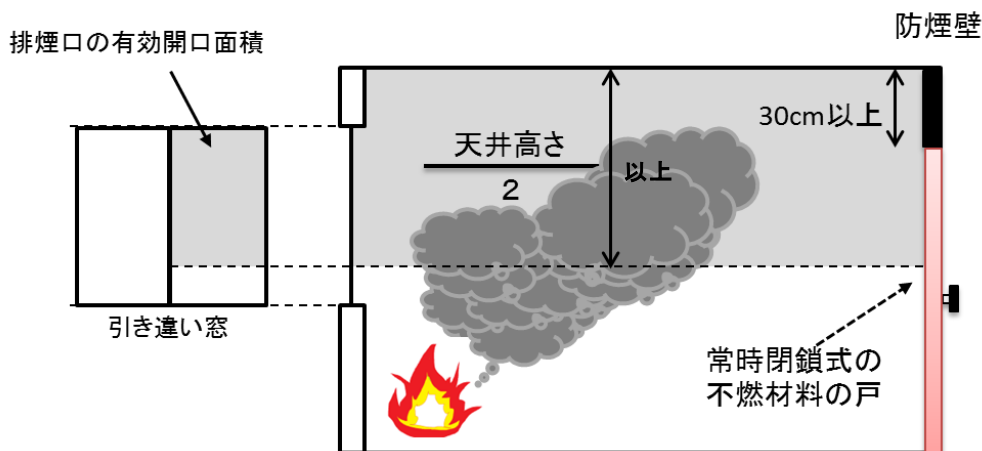
(ア) 天井面から 50cm (令第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物の場合は 80cm) 以上下方に突出した防煙たれ壁の下端 (天井高さの 2 分の 1 までに限る。) までの範囲 (第 19-12 図参照)

(イ) 次のいずれかの場合は、天井高さの 2 分の 1 以上の範囲 (第 19-13 図参照)

- a 防煙壁
- b 防煙壁に常時閉鎖式の不燃戸を設けた場合
- c 防煙壁に煙感知器連動防火戸を設けた場合



第 19-12 図 (ア)の例 (50cm 以上の防煙たれ壁を設けた場合の有効開口面積)

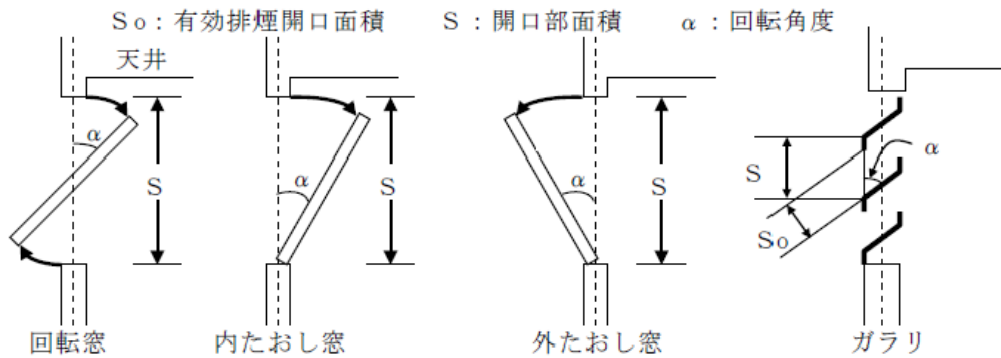


第 19-13 図 (イ)の例 (防煙壁に常時閉鎖式の不燃戸を設けた場合の有効開口面積)

エ 回転窓等の有効排煙開口面積は、次により求めること。(第 19-14 図参照)

$$90^\circ \geq \alpha \geq 45^\circ \text{ の場合 } S_o = S$$

$$45^\circ > \alpha > 0^\circ \text{ の場合 } S_o = S \times \frac{\alpha}{45^\circ}$$



第 19-14 図

オ 排煙口は、排煙用の風道に接続又は直接外気に接していること。

カ 排煙口の構造は、次によること。

(ア) 当該排煙口から排煙している場合において、排煙に伴い生ずる気流により閉鎖するおそれのないものであること。

(イ) 排煙用の風道に接続されているものにあつては、当該排煙口から排煙しているとき以外は閉鎖状態にあり、排煙上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること。

キ 自然排煙口の開閉方式は、引き違い、回転、開き（両・片開き）、外倒し等の排煙効率の高いものとする。☞ i

ク 自然排煙口の内側又は外側にはシャッター等の煙の排出に障害となるものを設けないこと。

ケ 自然排煙口は隣接建築物の外壁等から 50cm 以上の離隔を有すること。☞ ii

(3) 風道

風道は、規則第 30 条第 3 号の規定によるほか、次によること。

ア 排煙上又は給気上及び保安上必要な強度、容量及び気密性を有するものであること。

イ 排煙風道は排煙機に接続されていること。

ウ 風道と可燃物との離隔距離が 15cm 以上確保できない場合は、風道に(ア)から(ウ)のいずれかの材料により断熱措置を講じること。

(ア) ロックウール 厚さ 25mm 以上

(イ) グラスウール 厚さ 25mm 以上かつ密度 24kg/m^3

(ウ) 前(ア)又は(イ)と同等以上の断熱性能を有するもの

エ 風道が防煙壁を貫通する場合にあつては、排煙上支障となる隙間を生じないようにすること。

オ 耐火構造の壁又は床を貫通する箇所、その他延焼の防止上必要な箇所にダンパーを設ける場合にあつては、次によること。

(ア) 外部から容易に開閉することができること。

(イ) 防火上有効な構造を有するものであること。

(ウ) 火災により風道内部の温度が著しく上昇したとき以外は閉鎖しないこと。この場合において、自動閉鎖装置を設けたダンパーの閉鎖する温度は、 280°C 以上とすること。

(4) 排煙性能

ア 機械排煙方式による排煙性能は、次の表の左欄に掲げる防煙区画の区分に応じ、同表の右欄に掲げる性能以上であること。

なお、排煙機は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

第19-3表

防煙区画の区分	必要性能
令第28条第1項第1号に掲げる防火対象物	300 m ³ /min (一の排煙機が2以上の防煙区画に接続されている場合にあつては、600 m ³ /min) の空気を排出する性能
令第28条第1項第2号及び第3号に掲げる防火対象物	120 m ³ /min 又は当該防煙区画の床面積に1 m ³ /min (一の排煙機が2以上の防煙区画に接続されている場合にあつては、2 m ³ /min) を乗じて得た量のうちいずれか大なる量の空気を排出する性能

イ 自然排煙方式による排煙性能は、排煙口の面積の合計が、当該防煙区画の床面積の50分の1となる面積以上であること。有効開口面積については、前(2).ウ及びエによること。

第19-4表

防煙区画の区分	面積
消火活動拠点以外の部分	当該防煙区画の床面積の50分の1となる面積

ウ 排煙出口は、次によること。

(ア) 防火対象物の周囲の状況、気象条件等を考慮して、排出された煙が避難あるいは消火活動の妨げとならない位置に設けること。

(イ) 排出された煙が、給気風道の外気取り入れ口から流入しない位置に設けること。

(5) 起動装置

起動装置は、規則第30条第4号の規定によるほか、次によること。

ア 手動起動装置は、次によること。

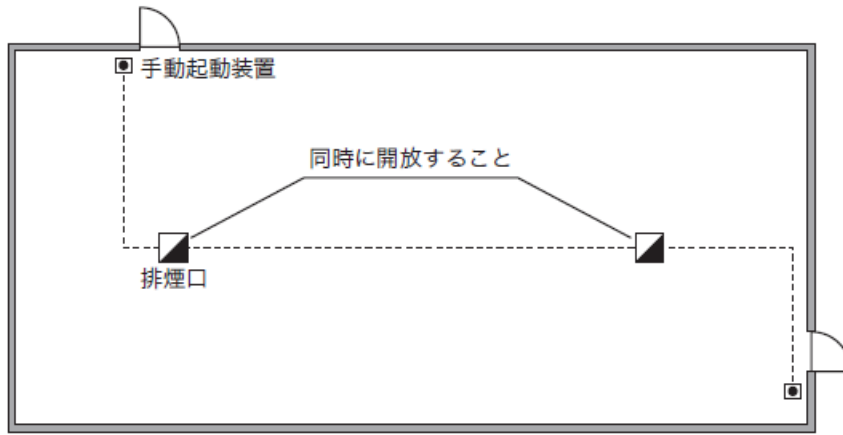
(ア) 一の防煙区画ごとに設けること。

(イ) 当該防煙区画内を見とおすことができ、かつ、火災のとき容易に接近することができる箇所に設けること。

(ウ) 操作部は、壁に設けるものにあつては床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所、天井から吊り下げて設けるものにあつては、床面からの高さがおおむね1.8mの箇所に設けること。

(エ) 操作部の直近の見やすい箇所に、排煙設備の起動装置である旨及びその使用方法を表示すること。

(オ) 機械排煙方式で一防煙区画内に2以上の排煙口がある場合、各排煙口に手動開放装置を設け、一の手動開放装置の操作によって当該防煙区画内の排煙口はすべて開放すること。(第19-15図参照)



第 19-15 図

(カ) 駐車の用に供する部分が地階に存する場合、当該部分に設置される排煙設備の起動は、当該防煙区画の直近で容易に行えらるとともに、防災センター等から遠隔操作できること。☞ i

イ 自動起動装置は、次によること。

(ア) 自動火災報知設備の感知器の作動、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放と連動して起動するものであること。

(イ) 防災センター等(常時人のいる場所)に自動手動切替装置を設けること。この場合において、手動起動装置は前アによること。

(ウ) 起動等の制御及び作動状態の監視ができる装置を設ける場合は、次によること。☞ ii

a 防災センター等(常時人のいる場所)に設けること。

b 明瞭に判別でき、かつ、速やかに操作することができる位置に配置すること。

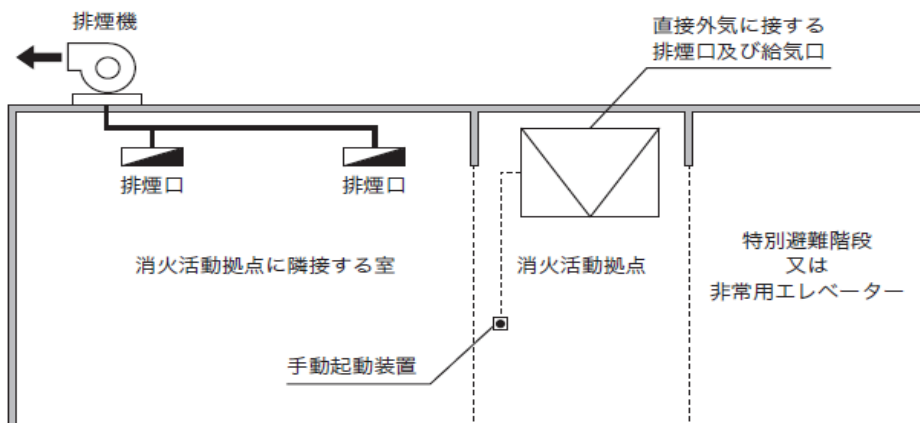
c 当該防火対象物の階、作動状態等を系統別に表示できること。

(エ) 防災センター等(常時人のいる場所)には、排煙口を明記した防煙区画図及び排煙設備操作説明書を備えること。☞ i

6 消火活動拠点の排煙設備

消火活動拠点に設ける排煙設備については、前4によるほか、次によること。

(1) 自然排煙方式(窓等による排煙の場合)(第19-16図参照)



第 19-16 図

ア 排煙性能

自然排煙方式による排煙性能は、当該排煙口の面積の合計が、 2 m^2 （特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用するものにあつては、 3 m^2 ）以上であること。（第19-5表参照）

第19-5表

防煙区画の区分	面積
消火活動拠点	2 m^2 （特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用するものにあつては、 3 m^2 ）

イ 排煙口

前5.(2)によること。

ウ 給気口

規則第30条第2号の規定によるほか、次によること。

(ア) 直接外気に接していること。

(イ) 消火活動拠点ごとに、一以上を設けること。

(ウ) 床又は壁（床面からの高さが天井の高さの2分の1未満の部分に限る。）に設けること。

(エ) 給気口のア面積の合計が 1 m^2 （特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用するものにあつては、 1.5 m^2 ）以上の給気口により行うこと。

なお、有効開口面積は、床面からの高さが天井の高さの2分の1未満の部分のみ算定すること。

(オ) 当該給気口から給気している場合において、給気に伴い生ずる気流により閉鎖するおそれのないものであること。

エ 起動装置

前5.(5)によること。

(2) 機械排煙方式

消火活動拠点の機械排煙方式は、排煙風道には排煙機、給気風道には給気機を共に設けること。ただし、建築基準法令上の「押出し排煙方式」をアにより設置した場合は、令第32条を適用し、排煙風道に排煙機を設けないことができる。（第19-17図参照）

ア 押出し排煙方式の排煙設備

第2種排煙告示.1（別添資料参照）に適合する「押出し排煙方式」とするほか、次のすべてに適合すること。（※この際、令第32条の規定を適用し、排煙風道が存する場合でも排煙機を接続しないことができるもの）

なお、消火活動拠点以外に設ける消防排煙設備は、令第28条及び規則第30条の規定によること。

(ア) 第2種排煙告示.1に規定する「送風機」は「給気機」と読み替える。

(イ) 消防活動拠点における給気風量は、 $5,500\text{ m}^3/\text{h}$ 以上とすること。

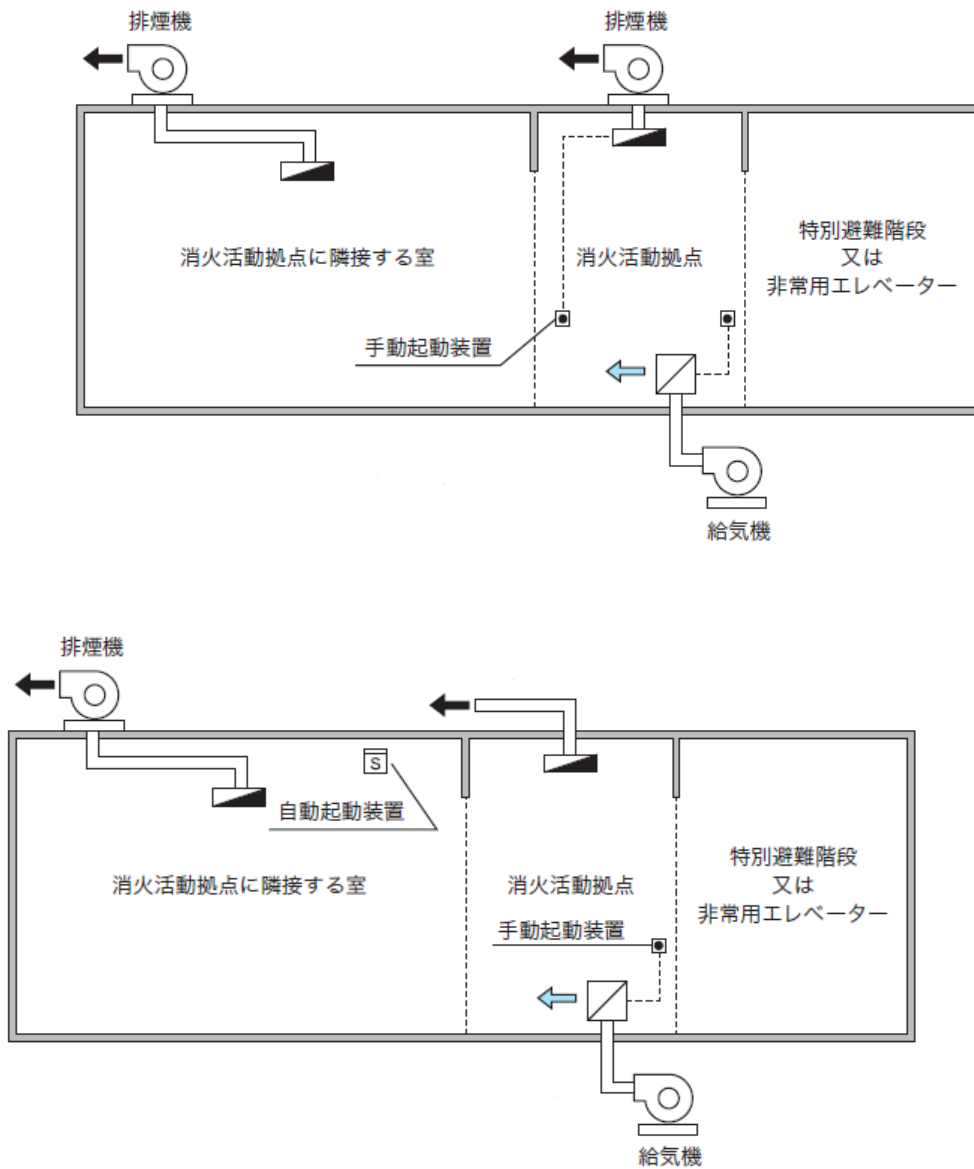
(ウ) 手動起動装置及び自動起動装置を設置すること。

なお、自動起動装置については、次のいずれかにより連動するものであること。

a 消火活動拠点に隣接する室（階段室は除く。）における自動火災報知

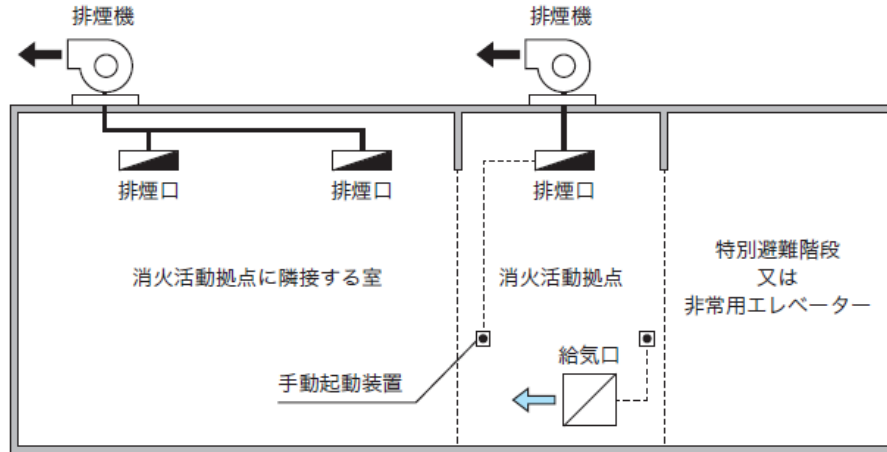
設備の感知器の作動

- b 消火活動拠点に隣接する室（階段室は除く。）におけるスプリンクラー設備のヘッドの開放
- (エ) 排煙口又は給気口に接続する風道には、自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと。
- (オ) 消火活動拠点及び消火活動拠点に隣接する室（階段室を除く。）の消防排煙設備を同時に起動した状態で、扉が避難及び消防活動上支障なく開放できるものであること。



第 19-17 図

イ 機械排煙方式（排煙風道（排煙機）＋窓等（給気口）による場合）



第19-18図

(ア) 排煙性能

機械排煙方式による排煙性能は、240 m³/min(特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用するものにあつては、360 m³/min)の空気を排出する性能以上であること。(第19-6表参照)

なお、排煙機は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けのおそれが少ない箇所に設けること。

第19-6表

防煙区画の区分	必要性能
消火活動拠点	240 m ³ /min (特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用するものにあつては、360 m ³ /min)の空気を排出する性能

(イ) 排煙口

前5.(2) (自然排煙口に係る部分を除く。) によること。

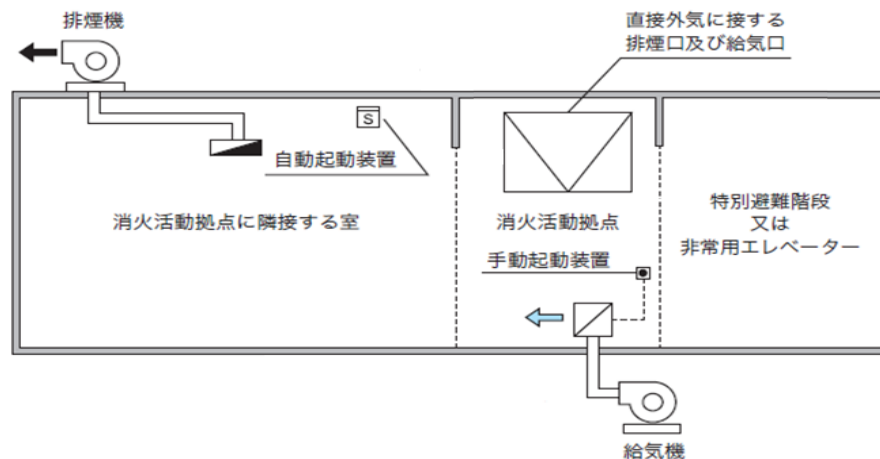
(ウ) 排気風道

前5.(3) (オ.(ウ)を除く。) によるほか、風道には、自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと。

(エ) 給気口

前(1).ウによること。

ウ 機械排煙方式（給気風道（給気機）＋窓等（排煙口）による場合）



第19-19図

(ア) 給気性能

給気機は、消火活動上必要な量の空気を供給することができる性能を有するものとし、当該性能にあつては、「通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1437 号) 中に示す送風機の性能を準用すること。

なお、給気機は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けらるおそれが少ない箇所に設けること。

(イ) 給気口

a 消火活動拠点ごとに、一以上を設けること。

b 床又は壁(床面からの高さが天井の高さの 2 分の 1 未満の部分に限る。)に設けること。

c 給気用の風道に接続されていること。

d 給気口の構造は、次に定めるところによること。

(a) 給気口は、給気している場合において、給気に伴い生ずる気流により閉鎖するおそれのないものであること。

(b) 給気口は、給気しているとき以外は閉鎖状態にあり、給気上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること。

(ウ) 給気風道

給気口に接続する風道には、自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと。

(エ) 排煙口

前 5.(2)によること。

7 舞台部の排煙設備

令別表第 1 (1) 項の劇場等の舞台部に設ける排煙設備は、前 5 のほか、次によること。☞ ii

(1) プロセニウムシャッター(どん帳)を床面から 1～2 m 位まで降下させ舞台部上部から排煙する方式とすること。

(2) 排煙機を用いるものにあつては、客席から舞台部への空気の流入速度がおおむね 2 m/sec 以上となるようにすること。

(3) 自然排煙とするものにあつては、排煙口の大きさは次式(第 19-20 図参照)又は第 19-21 図により求めた数値以上であること。

$$\frac{S''}{S_0} = \frac{1.2S'}{S_0} = 1.2 \sqrt{\frac{H}{h}} \cdot \frac{S'}{S_0}$$

h : 空気流入口上端から排煙口までの高さ(m)

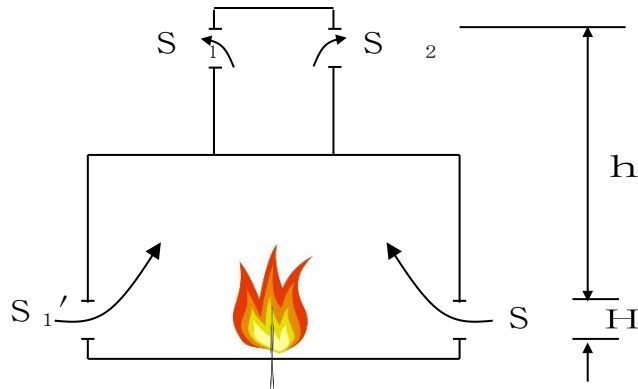
H : 空気流入口の高さ(m)

S' : S₁' + S₂' (空気流入口合計面積(m²))

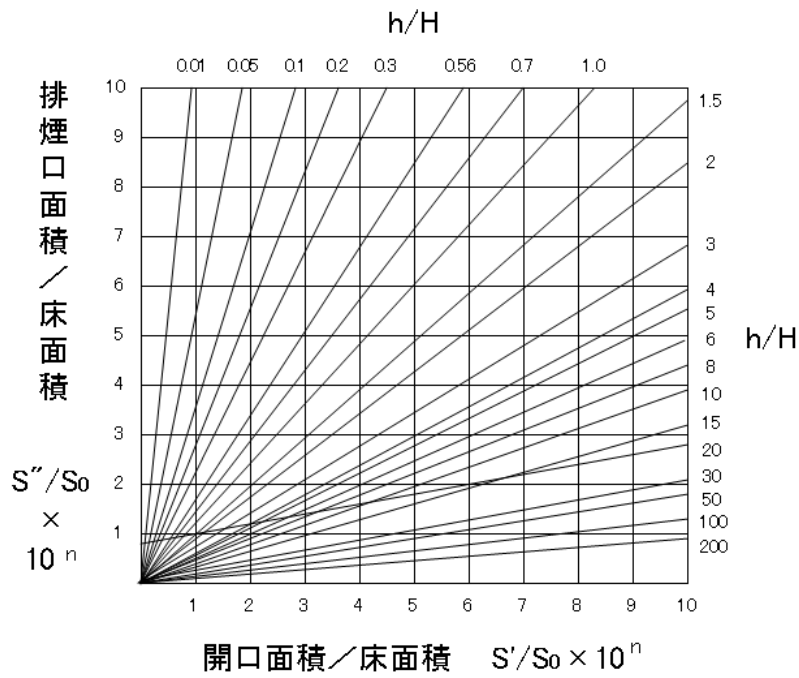
S₀ : 舞台部の床面積(m²)

S'' : S₁'' + S₂'' (排煙口合計面積(m²))

1.2 : 火災による上昇温度 300℃、空気過剰率 1、完全燃焼率 0.4 としたときの係数



第19-20図



第19-21図

※ 所要排煙口算出例

$S_0 = 500 \text{ m}^2$ 、 $S' = 40 \text{ m}^2$ 、 $h = 20 \text{ m}$ 、 $H = 2 \text{ m}$ のときの排煙口の必要な面積を求める。

ア 計算による方法 (第19-21図参照)

$$\frac{S''}{S_0} = 1.2 \sqrt{\frac{2}{20}} \times \frac{40}{500} = 1.2 \times \frac{1}{3.16} \times \frac{4}{50} = \frac{4.8}{158} = 0.03$$

$$S'' = 0.03 \times 500 = 15 (\text{m}^2)$$

イ グラフによる方法 (第19-20、21、22図参照)

グラフの中から $\frac{h}{H} = \frac{20}{2} = 10$ となる斜線を選ぶ。(線①)

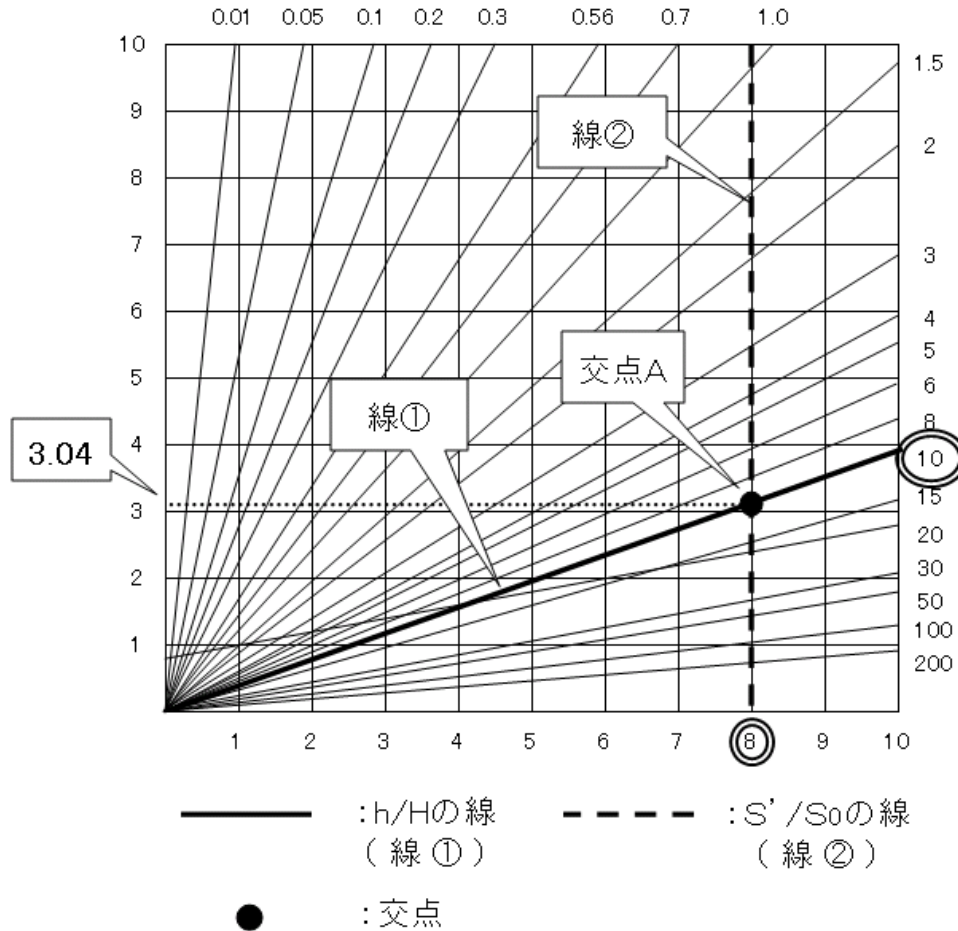
次に、 $0.08 = 8 \times 10^{-2}$ として考え、 $\frac{S'}{S_0} = 8$ となる縦線を選ぶ。(線②)

$\frac{S'}{S_0} = 8$ の縦線 (線②) と $\frac{h}{H} = 10$ の斜線 (線①) を結ぶ。(交点A)

この交点Aを S''/S_0 の値としてグラフを読む。

$$\frac{S''}{S_0} \doteq 3.04 \text{とした場合} \quad \frac{S'}{S_0} = 8 \times 10^{-2} \text{としたので,} \quad \frac{S''}{S_0} \doteq 3 \times 10^{-2} = 0.03 \text{となる}$$

$$\frac{S''}{S_0} = 0.03 \text{であるから, } S'' = 0.03 \times 500 = 15 (\text{m}^2) \text{となる}$$



第 19-22 図

8 総合操作盤

第 2 屋内消火栓設備 15 を準用すること。

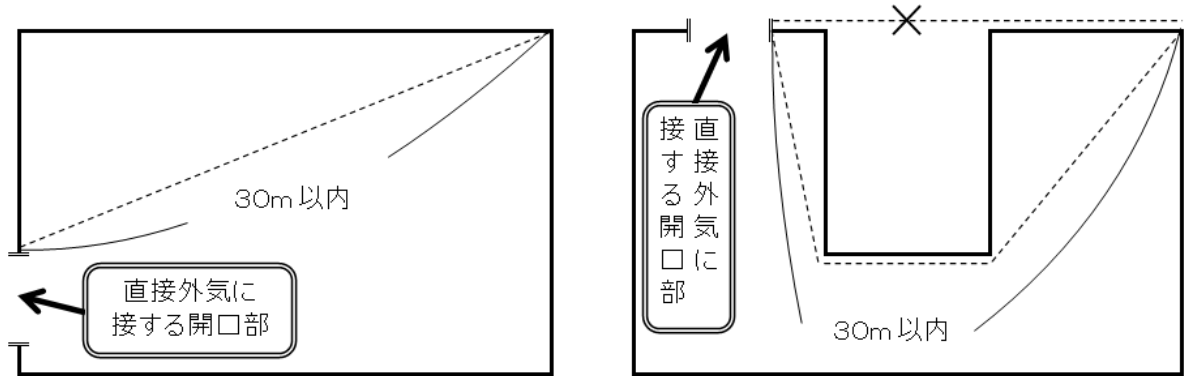
9 排煙設備の設置を要しない防火対象物の部分

(1) 直接外気に接する開口部（常時開放されているものに限る。以下同じ。）が、次のア～エのすべてに該当している部分

ア 防煙区画された部分ごとに一以上を設けること。ただし、給気口（給気用の風道に接続されているものに限る。）が設けられている防煙区画であって、当該給気口からの給気により煙を有効に排除できる場合には、この限りではない。

イ 防煙区画の各部分から一の直接外気に接する開口部までの水平距離が 30m 以下となるように設けること。

なお、防煙区画の各部分から直接外気に接する開口部までの間に曲がり角がある場合は、当該曲がり角を介した距離を水平距離とすること。（第 19-24 図参照）

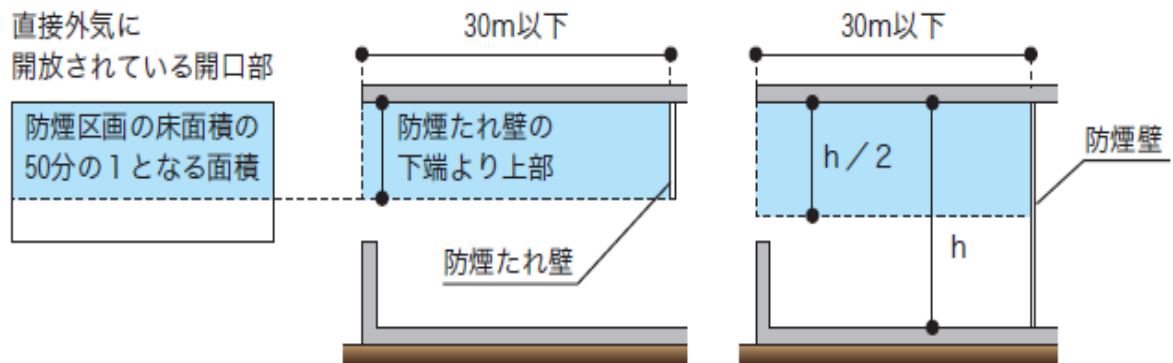


第19-23図

- ウ 天井又は壁（防煙壁の下端より上部であって、床面からの高さが天井の高さの2分の1以上の部分）に設けること。（第19-24図参照）
- エ 直接外気に接する開口部の面積の合計は次によること。
 直接外気に接する開口部の面積の合計が、次の表の左欄に掲げる防煙区画の区分に応じ、同表の右欄に掲げる面積以上であること。（第19-24図参照）

第19-9表

防煙区画の区分	面積
消火活動拠点	2 m ² （特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用するものにあつては、3 m ² ）
消火活動拠点以外の部分	当該防煙区画の床面積の50分の1となる面積



第19-24図

- (2) 令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分（主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する部分等に限る。）のうち、令第13条第1項の表の上欄に掲げる部分、室等の用途に応じ、当該下欄に掲げる消火設備（移動式のものを除く。）が設置されている部分。ただし、令第13条に規定する水噴霧消火設備等及び令第28条に規定する排煙設備がいずれも必要となる駐車用の用に供する部分に設ける消火設備は、泡消火設備とすること。☞ ii
- (3) 第5泡消火設備6.(1)により、移動式の消火設備を設置できる防火対象物又はその部分については、令第32条を適用し排煙設備の設置を要しないものとして取り扱う。

10 その他

排煙設備に関するその他の技術基準及び運用については、消防用設備等技術基準（総論）第 2 章第 2 節第 5 「建築排煙」及び建基法の例によること。